

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2021年12月3日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会 International Capital Market Association）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているグリーンボンドに投資しています

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

（1）対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の何れかに該当する投融資（資金使途が以下のとおりに限定されている投融資）であること

- ・環境アセスメントなど、環境へのネガティブな影響に対処している再生可能エネルギー関連（太陽光発電、風力発電、バイオマス、水力発電施設など）への投融資
- ・省エネルギー設備投資に係る利子補給金制度への融資

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・上記（1）の基準については社長を含む役員の決裁を経て決定しております。また、投融資にかかる当該基準への適合性についてはミドル部門が適合性を検証しております。

以上